

東日本大震災に係るグリーン購入法の取扱いについて

確認内容

グリーン購入法が定める特定調達物品等の調達については、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成23年2月4日閣議決定)に基づき国及び独立行政法人等(以下「国等」)にて作成した調達方針に沿って実施することを原則としているが、東日本大震災の被害に伴い調達が困難となる場合には、国等の業務・事業の継続を確保するため、調達予定物品等の納入が難しいことを確認した上で、特定調達物品以外からの調達等、柔軟に対応することを確認する。なお、前記対応を行った場合は、予算の適正な使用の観点から、経緯を文書に整理するなど国等にて必要な措置を講ずるものとする。

また、会計年度終了後取りまとめる調達実績の概要には、震災の影響で特定調達物品等の調達が困難であった旨を注記するものとする。

この確認内容については、地方公共団体等に通知するものとする。

以上、平成23年4月25日付関係省庁等連絡会議にて確認した。

なお、参考例として「コピー用紙の購入」に関する仕様書の例を示します。

コピー用紙の購入に関する仕様書(例)

納入物品の仕様

「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定めるコピー用紙の「判断の基準」を満たすこと。但し、東日本大震災の影響により、当該「判断の基準」を満たす製品を納入することが困難な場合には、出荷証明書及び品質証明書の提出にあわせ、困難な事情が証明できる書類を提出し、担当官の了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。